



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年 9月3日 (火) 第9729号

目次

ページ

告示

- 鳥獣保護区の設定の告示の一部改正 (自然環境課) 2
- 同 2
- 銃猟禁止区域の設定の告示の一部改正 (同) 2
- 同 3
- 同 4
- 同 5
- 特定猟具使用禁止区域の指定の告示の一部改正 (同) 6
- 特定猟具使用禁止区域の指定 (同) 6

公告

- 土地改良区の定款変更認可 (農村整備課) 7
- 令和元年度後期技能検定の実施 (産業人材育成課) 7
- 令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施 (砂防課) 9
- 都市計画道路の変更に係る縦覧 (都市計画課) 10
- 同 10
- 建築士法の規定による処分 (建築課) 10
- 開発工事の完了 (同) 11

入札公告

- 一般競争入札の実施 (会計課) 11
- 同 (心臓血管センター) 13

■ 告 示

◎群馬県告示第 1 1 4 号

鳥獣保護区設定の告示（昭和 5 5 年群馬県告示第 2 0 3 号）の一部を次のように改正し、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 3 日

群馬県知事 山 本 一 太

表中「平成 2 1 年 1 1 月 1 日から平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日まで」を「令和元年 1 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 0 月 3 1 日まで」に改める。

◎群馬県告示第 1 1 5 号

鳥獣保護区設定の告示（昭和 4 7 年群馬県告示第 6 0 1 号）の一部を次のように改正し、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 3 日

群馬県知事 山 本 一 太

表三名湖鳥獣保護区の項を次のように改める。

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
三名湖鳥獣保護区	藤岡市の一部で、主要地方道前橋長瀬線と市道7460号線との交点を起点とし、これから同市道を西に進んで市道139号線（ふるさと通り）との交点に至り、これから同市道を北に進んで保美貯水池の岸边との交点に至り、これから同岸边を北西に進みながら同貯水池を周回し市道139号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで三名川との交点（新三名川橋）に至り、これから同河川右岸を西に進んで市道7418号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道7417号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道7407号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道7421号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで県道下日野神田線に至り、これから同県道を西に進んで市道219号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで県道上日野藤岡線に至り、これから同県道を北東に進んで市道6656号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで主要地方道前橋長瀬線に至り、これから同主要地方道を南に進んで主要地方道神田吉井停車場線に至り、これから同主要地方道を南東に進んで主要地方道前橋長瀬線に至り、これから同主要地方道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（354ヘクタール）	平成14年1月1日から令和4年10月31日まで	1 指定区分 集団渡来地 2 指定目的 集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図るため

◎群馬県告示第 1 1 6 号

銃猟禁止区域の設定の告示（平成元年群馬県告示第 8 8 7 号）の一部を次のように改正し、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 3 日

群馬県知事 山本 一 太

表西の入特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

西の入特定猟具使用禁止区域	桐生市の一部で、西の入国有林 4 5 5 林班い、ろ、は 1、は 2 小班及び同小班に囲まれた区域 (1 7 ヘクタール)	令和元年 1 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 0 月 3 1 日まで	銃器
---------------	---	--	----

◎群馬県告示第 1 1 7 号

銃器禁止区域の設定の告示 (平成 6 年群馬県告示第 5 1 3 号) の一部を次のように改正し、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 3 日

群馬県知事 山本 一 太

表を次のように改める。

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
月夜野特定猟具使用禁止区域	利根郡みなかみ町の一部で、県道沼田水上線と県道後閑羽場線との交点 (月夜野橋) を起点とし、これから県道沼田水上線を南東に進んで関越自動車道月夜野インターチェンジランプウェイとの交点に至り、これから同ランプウェイ (F ランプウェイ) を南西に進んで国道 1 7 号線との交点に至り、これから同国道を南西に進んで、町道小川島南区線との交点 (月夜野大橋) に至り、これから同町道を北西に進んで県道小日向沼田線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで県道後閑羽場線との交点 (小袖橋) に至り、これから県道後閑羽場線を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域 (1 7 0 ヘクタール)	永年	銃器
山田川特定猟具使用禁止区域	吾妻郡中之条町及び同郡東吾妻町の一部で、国道 1 4 5 号線と東吾妻町町道内野山田川線との交点を起点とし、これから同町道を西に進んで県道下沢渡原町線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで中之条町町道折田山田線との交点に至り、これから同町道を北東に進んで町道折田小川線との交点に至り、これから同町道を南東に進んで主要地方道中之条東吾妻線と国道 1 4 5 号線との交点に至り、これから同国道を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域 (8 3 ヘクタール)	永年	銃器
坂東大橋特定猟具使用禁止区域	伊勢崎市の一部で、国道 4 6 2 号線の利根川に架設された坂東大橋の下流側左岸の利根川堤防と国道 4 6 2 号線との交点を起点とし、これから同堤防と民有地の境界を南東に進んで群馬県と埼玉県との境界に至り、これから同境界 (河川敷) を南西及び北西に進んで坂東大橋の下流側真下に至り、これから同橋下流真下を北東に進んで起点に至る線で囲まれた区域並びに利根川左岸堤防と民有地との境界と送電線 (J R 信濃川線) の中央真下との交点を起点とし、これから同送電線中央真下を南に進んで群馬県と埼玉県との境界に至り、これから同境界を南西及び北に進んで利根川左岸堤防と民有地の境界との交点に至り、これから同境界を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域 (4 1 ヘクタール)	令和元年 1 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 0 月 3 1 日まで	銃器

◎群馬県告示第 118 号

銃猟禁止区域の設定の告示（昭和 45 年群馬県告示第 409 号）の一部を次のように改正し、令和元年 11 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 3 日

群馬県知事 山本 一 太

3 の項の表を次のように改める。

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
烏川特定猟具使用禁止区域	高崎市及び藤岡市の一部で、国道 17 号線と主要地方道高崎神流秩父線との交点を起点とし、これから同国道を南東に進んで市道 11000 号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで城南水処理センターに至り、これから同センターの南に接する崖に沿って南東に進み烏川に架かる県道金井倉賀野停車場線の共栄橋左岸橋台に至り、これから烏川左岸を東に進んで主要地方道前橋長瀬線に架かる柳瀬橋左岸に至り、これから烏川左岸を東に進んで烏川に架かる関越高速自動車道の烏川橋左端に至り、これから同橋を南に進んで同橋右端と烏川右岸堤防との交点に至り、これから同堤防を西北西に進んで主要地方道前橋長瀬線の柳瀬橋右端との交点に至り、これから同堤防を南西に進んで新鑄川橋右端との交点に至り、これから同橋を北北西に進んで同橋左端と鑄川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防を南西に進んで主要地方道寺尾藤岡線との交点に至り、これから同堤防を西に進んで市道 1598 号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで県道後賀山名停車場線との交点に至り、これから同県道を東に進んで主要地方道寺尾藤岡線との交点に至り、これから市道佐野一本松通り線を北に進んで根小屋堰用水路との交点に至り、これから同用水路を北西に進んで烏川右岸の同用水路取入口に至り、これから烏川右岸を北西に進んで烏川に架かる主要地方道高崎神流秩父線の聖石橋右端と烏川右岸堤防との交点に至り、これから同堤防を北西に進んで和田橋右端に至り、これから同堤防を西北西に進んで金ヶ崎用水路との交点に至り、これから同用水路を西に進んで同用水路取入口に至り、これから碓氷川右岸を西に進んで高崎市と安中市との境界線に至り、これから同境界線を北に進んで碓氷川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防を東に進んで同堤防の先端に至り、これから烏川右岸堤防に至り、これから同堤防を北西に進んで主要地方道前橋安中富岡線との交点に至り、これから市道下里見町屋線を西に進んで県道箕郷板鼻線との交点に至り、これから同県道を北西に進んで烏川に架かる中河原橋を経て、主要地方道あら町下室田線との交点に至り、これから同主要地方道を南東に進んで市道榛名 6-418 号線（新井満行原線）との交点に至り、これから同市道を南南東に進んで市道榛名 6-406 号線との交点に至り、これから同市道を南南西に進んで市道榛名 6-423 号線との交点に至り、これから同市道を東南東に進んで市道榛名 6-390 号線との交点に至り、これから同市道を南南西に進んで市道榛名 6-394 号線に至り、これから同市道を東に進んで市道榛名 6-418 号線（新井満行原線）との交点に至り、これから同市道を東に進んで主要地方道あら町下室田線との交点に至り、これから同主要地方道を東に進んで主要地方道前橋安中富岡線との交点に至り、これから同主要地方道と烏川	永年	銃器

左岸堤防との交点に至り、これから同堤防を南東に進んで榛名白川右岸堤防との交点に至り、これから同堤防を北北西に進んで榛名白川に架かる新波橋右岸に至り、これから同橋を北に進んで白川橋右岸に至り、これから同橋を東に進んで榛名白川の堤防との交点に至り、同堤防を南南西に進んで主要地方道前橋安中富岡線と主要地方道高崎安中渋川線との交点に至り、これから主要地方道高崎安中渋川線を南東に進んで高崎市のサイクリング道路入口に至り、これから同サイクリング道路を南東に進んで鳥川左岸に至り、これから同左岸を南東に進んで起点に至る堤防を含む一円の区域 (1, 219ヘクタール)	
--	--

◎群馬県告示第 119 号

銃猟禁止区域の設定の告示 (昭和 53 年群馬県告示第 690 号) の一部を次のように改正し、令和元年 11 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 3 日

群馬県知事 山本 一太

4 の項を次のように改める。

4

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
藤岡・新町特定猟具使用禁止区域	藤岡市と高崎市の一部で、主要地方道前橋長瀬線と高崎伊勢崎自転車道との交点 (柳瀬橋) を起点とし、これから同自転車道を南東に進んで主要地方道藤岡大胡線 (岩倉橋) との交点に至り、これから鳥川右岸の堤防を東に進んで群馬県と埼玉県との県境に至り、これから神流川左岸の堤防を南西に進んで J R 八高線との交点に至り、これから J R 八高線沿いを北に進んで国道 254 号との交点に至り、これから同国道を西に進んで主要地方道前橋長瀬線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで市道 124 号線との交点 (三名湖入口) に至り、これから同市道を西に進んで市道 6283 号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道 121 号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道 6327 号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道 5650 号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで県道上日野藤岡線との交点に至り、これから同県道を南西に進んで県道金井倉賀野停車場線との交点に至り、これから同県道を北に進んで国道 254 号との交点に至り、これから同国道を西に進んで藤岡市と高崎市との境界に至り、これから同境界を北西に進んで県道下栗須馬庭停車場線との交点に至り、これから同県道を北東に進んで市道 3407 号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで鑄川右岸の堤防との交点に至り、これから同堤防を北東に進んで主要地方道寺尾藤岡線との交点 (鑄川橋) に至り、これから同堤防を東に進んで鮎川との交点に至り、これから中野堰幹線導水路と鑄川右岸の堤防との交点を結んだ見通し線を東に進んで同交点に至り、これから同堤防を北東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域 (3, 775ヘクタール)	永年	銃器

◎群馬県告示第 1 2 0 号

特定猟具使用禁止区域の指定の告示（平成 1 9 年群馬県告示第 3 7 7 号）の一部を次のように改正し、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 3 日

群馬県知事 山 本 一 太

表美九里特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

美九里特定猟具使用禁止区域	藤岡市の一部で、国道 2 5 4 号と J R 八高線との交点を起点とし、これから八高線に沿って南に進んで八高線と神流川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防に沿って南に進んで本郷排水樋管との交点に至り、これから同管に沿って神流川左岸に至り、これから同左岸を南に進んでかな川水辺の楽校の区域の最南端との交点に至り、これから西に進み、神流川左岸堤防との交点に至り、これから同堤防に沿って南に進んで三名川を横断し更に南に進んで旧鬼石町境の境川との交点に至り、これから西に進んで主要地方道前橋長瀬線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで主要地方道神田吉井停車場線との交点に至り、これから同主要地方道を北西に進んで主要地方道前橋長瀬線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで市道 6 6 5 6 号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで県道上日野藤岡線との交点に至り、これから同県道を北に進んで市道 5 6 5 0 号線との交点に至り、さらに同市道を北に進んで市道 6 3 2 7 号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道 1 2 1 号線との交点に至り、これから同市道を南に進んで市道 6 2 8 3 号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで市道 1 2 4 号線との交点に至り、これから同市道を東に進んで主要地方道前橋長瀬線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで国道 2 5 4 号との交点に至り、これから同国道を東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（3 9 9ヘクタール）	永年	銃器
---------------	---	----	----

◎群馬県告示第 1 2 1 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 3 日

群馬県知事 山 本 一 太

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
岩倉橋特定猟具使用禁止区域	高崎市の一部で、主要地方道藤岡大胡線と烏川右岸の堤防との交点を起点とし、これから同主要地方道を北に進んで高崎市と玉村町との境界に至り、これから同境界を東北東に進んで群馬県と埼玉県との県境に至り、これから同県境を南南西に進んで烏川右岸の堤防との交点に至り、これから同堤防を西北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の地域（1 6ヘクタール）	永年	銃器

**■ 公 告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により富士見北橋土地改良区の定款の変更を令和元年8月20日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和元年度後期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和元年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

**1 実施職種**

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造
- (2) 1級及び2級 鍛造(プレス型鍛造に係るものに限る。)、金型製作(プレス金型製作に係るものに限る。)、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御に係るものに限る。)、プリント配線板製造(プリント配線板設計に係るものに限る。)、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形の実技試験に係るものに限る。)、石材施工(石材加工に係るものに限る。)、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管(建築配管に係るものに限る。)、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、樹脂接着剤注入施工、ガラス施工、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、電気製図、金属材料試験、印章彫刻(ゴム印彫刻に係るものに限る。))及び塗装(鋼橋塗装に係るものに限る。))
- (3) 3級 機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、建築大工、配管(建築配管に係るものに限る。)、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図

- (4) 単一等級 電子回路接続及びバルコニー施工

**2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。****3 技能検定試験の実施期日及び実施場所****(1) 実技試験**

ア 実施期日 令和元年12月6日(金)から令和2年2月16日(日)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和元年11月29日(金)に職能協会において公表する。

ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○1級及び2級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 ○3級 電気機器組立て及び配管	令和2年1月26日(日)
○特級 全職種 ○1級及び2級 金型製作、工場板金、自動販売機調整、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、石材施工、パン製造、防水施工、機械・プラント製図及び印章彫刻 ○3級 冷凍空調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図 ○単一等級 バルコニー施工	令和2年2月2日(日)
○1級及び2級 プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図及び塗装 ○3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工、テクニカルイラストレーション及び電気製図 ○単一等級 電子回路接続	令和2年2月9日(日)

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類(運転免許証、保険証の写し等)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 令和元年10月7日(月)から同月18日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で作付する。

なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの)を同封すること。



イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、令和2年3月13日（金）に、県庁2階県民センター前掲示板、群馬県ホームページ及び職能協会の掲示板に掲示する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、特級、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部産業人材育成課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

---

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項により、令和元年度（2019年度）砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和元年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 砂利の採取に関する法令事項
  - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 出題形式 出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（7問の必須問題及び8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和元年11月8日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）10階101会議室
- 6 受験願書の請求
  - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に請求すること。
  - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は各県内土木事務所宛て請求すること。
- 7 受験手続
  - (1) 申込書類 受験願書（所定の用紙に自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの）
  - (2) 受験手数料 8,000円分の群馬県収入証紙又は払込書により納付すること（払込書による納付の場合は、令和元年10月15日（火）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。）。
- 8 受験願書の提出
  - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。

- (2) 受験願書の受付期間は、令和元年10月7日（月）から同月25日（金）までとする。
- (3) 郵送する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書きし、令和元年10月25日（金）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。
- 9 合格者の発表日等 合格者の発表は、令和元年12月2日（月）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。
- 10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、榛名都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 榛名都市計画道路 3・6・1号 榛名幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市下里見町地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所（及び榛名事業所）、高崎市都市整備部都市計画課及び高崎市榛名支所建設課
- 4 縦覧期間 令和元年9月3日から同月17日まで

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、安中都市計画道路を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和元年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 安中都市計画道路 3・6・10号 南北中央幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 安中市下秋間、安中、安中二丁目、大竹、鷲宮及び上間仁田地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県安中土木事務所及び安中市建設部都市整備課
- 4 縦覧期間 令和元年9月3日から同月17日まで

---

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定による処分をしたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした日 令和元年8月22日
- 2 処分を受けた者等
  - (1) 氏名 金澤佳代
  - (2) 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
  - (3) 登録番号 群馬県知事登録第12605号
- 3 処分の内容 建築士免許の取消し
- 4 処分の原因となった事実 二級建築士試験の合格の決定が取り消されたため。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡板倉町大字岩田字宿浦804-1、805-1、805-2、806-1、806-2、807-1、807-2、807-5、808-1、809-1、809-3、809-6、851-1、851-1地先水路の一部	邑楽郡板倉町大字岩田808番地 株式会社旭光 代表取締役 宇治川幸子
2	利根郡みなかみ町上牧字下明1796、1797、1798、1799、1800、1801-1、1801-3、1802、1803、1804-1、1805-1、1806-1、1807、1798地先道路の一部、1805-1地先道路の一部、1805-1地先水路	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブニーイレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年9月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量
    - ア 群馬コンベンションセンター展示ホール用スタッキングチェア 3,300脚
    - イ スタッキングチェア専用台車 83台（3,300脚収納可能な台数）
  - (2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

- (3) 納入期限 令和2年3月31日(火)
- (4) 納入場所 群馬コンベンションセンター(高崎市岩押町12-24)
- (5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であり、かつ、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。
- なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年9月18日(水)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年10月7日(月)までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 佐藤篤史 電話027-226-3820(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)による。
- なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和元年9月3日(火)から同年10月7日(月)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時 令和元年10月16日(水)午前10時00分
- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁10階101会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和元年10月15日(火)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬コンベンションセンター展示ホール用スタッキングチェア及び専用台車の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)
- 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書を令和元年10月7日(月)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
 なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Ichita Yamamoto, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Bidding details: Supply of products to be purchased will be bid on at 10:00 a.m. on October 16, 2019

Products to be purchased	Quantity
(i) stacking chairs	3,300
(ii) stacking chair dollies	83 (or requisite number of dollies to store 3,300 stacking chairs)

- (3) Delivery period: March 31, 2020
- (4) Contact point for the notice: Atsushi Sato, Contract and Procurement Section Accounting Division Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3820(Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

令和元年9月3日

群馬県立心臓血管センター院長 内藤 滋 人

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 全身用マルチスライスCT 一式(メーカー保証期間を除く5年間の保守を含む。)

- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和2年1月31日(金)
- (4) 納入場所 群馬県立心臓血管センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年9月17日(火)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年10月1日(火)午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県立心臓血管センター事務局経営課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後のメンテナンス体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 当該調達物品について納入実績があること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-0004 群馬県前橋市亀泉町甲3-12 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 鈴木和人 電話027-269-7193(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 令和元年9月3日(火)から同月24日(火)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和元年10月8日(火)までに競争入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和元年10月1日(火)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「全身用マルチスライスCT入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年10月15日(火)午前9時半 群馬県立心臓血管センター中会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月11日(金)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立心臓血管センター院長宛で親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「全身用マルチスライスCT入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Shigeto Naito, Director of the Gunma Prefectural Cardiovascular Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: Multislice CT, 1 set(includes a 5-year maintenance warranty in addition to manufacturers' guarantee)

(3) Delivery period: by January 31, 2020

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Cardiovascular Center

(5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Tuesday, September 3, 2019 through Tuesday, September 24, 2019, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., at the location noted below (8)

(6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Tuesday, October 1, 2019 at 5:00 p.m.

(7) Time-limit for tender: Tuesday, October 15, 2019 at 9:30 a.m. (bidding by registered mail must be received by Friday, October 11, 2019 at 5:00 p.m.)

(8) Contact point for the notice: Kazuto Suzuki, Management Office of Gunma Prefectural Cardiovascular Center, 3-12 Kou, Kameizumi-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-0004, Japan, TEL 027-269-7193(Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---